

消費生活「出前講座」を利用してみませんか



Q 消費生活「出前講座」とは何ですか？

A 皆さんの企画するイベントや集会、研修会などに県消費生活センター消費生活相談員などが講師として伺い、消費生活に関するお話をします。

出前講座では、悪質商法の手口と対策やインターネットトラブルなど、暮らしに役立つ情報をお届けします。ロールプレイ(寸劇)に参加する、実際にクーリング・オフのハガキを書いてみる等、楽しく学べます。「こんな講座をしてほしい」という希望があれば申込みの際にご相談ください。

Q どんなテーマがありますか？

A 以下のようなテーマで出前講座が可能です。

分野	テーマ
契 約	契約の基礎知識
	ご存じですか？クーリング・オフ制度
法 律 関 係	消費者保護について(消費者を守る法律・制度)
	景品表示法を学ぼう
	相続の基礎知識
悪質商法・ なりすまし詐欺	あなたが狙われる！なりすまし詐欺の手口と対策
	高齢者を狙う悪質商法
	若者を狙う悪質商法
	悪質商法から高齢者を守るための見守りのポイント
インターネットトラブル	インターネットの悪質商法
	ケータイ・スマホのトラブル(SNSの落とし穴)
	ネット社会の歩き方
消費者市民社会	エンカル消費とは？
くらしの安全	高齢者に多い家庭内の事故
	くらしの事故から子どもを守ろう
	防ごう！製品トラブル
食 品 関 係	食品の安全性と消費者が注意すべきポイント
	消費期限・賞味期限、食品ロス、機能性表示食品
金 銭 教 育	お金の使い方について学ぼう！ (お買い物ゲーム、おこづかい帳のつけ方等)
	子どものおこづかい、どうしていますか？
	オンラインゲーム課金のトラブル
	キャッシュレス決済
消費生活総合	消費者トラブルに遭わないために
	自立した賢い消費者になろう

*上記以外のテーマについてもご相談ください。

Q どんな時に利用できますか？

A 各種団体(福祉関係、民生児童委員協議会、町内会、長寿大学、地域のサロン等)の総会、研修会、職域・企業における社員研修、小・中・高校・特別支援学校・大学・専門等の授業、保護者会、教職員研修など、様々な機会にご利用いただけます。講座の時間はご希望に合わせて、調整可能です。なお、講師への交通費、謝金等は不要です。



Q 申し込みはどのようにすればいいですか？

A 原則として、開催希望日の2ヶ月前までに「講師派遣申請書」をご提出ください。

☆申請書の様式は

福島県消費生活課ホームページの「消費者教育」のページに掲載しています。こちらからアクセスできます↓

【申請書 URL】 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/620748.docx>

☆申請書は、県消費生活課にメール、またはFAXでお送りください。

・メールアドレス syouhi@pref.fukushima.lg.jp

・FAX 024-521-7982

※ご希望の日程によっては対応できない場合があります。

※最寄り駅までの送迎をお願いする場合があります。

〈お問い合わせ先〉

福島県消費生活課 (福島県消費生活センター)
普及・啓発担当 ☎024-521-7736



トラブルくん



詳しくは福島県生活環境部消費生活課ホームページをご覧ください。 ⇒

【消費生活課ホームページの URL】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005b/syouhisyakyouiku.html>

